

あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。

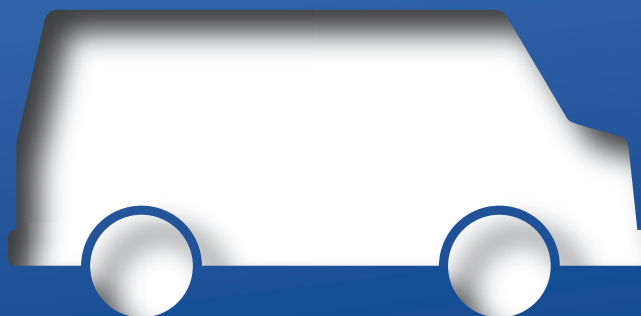
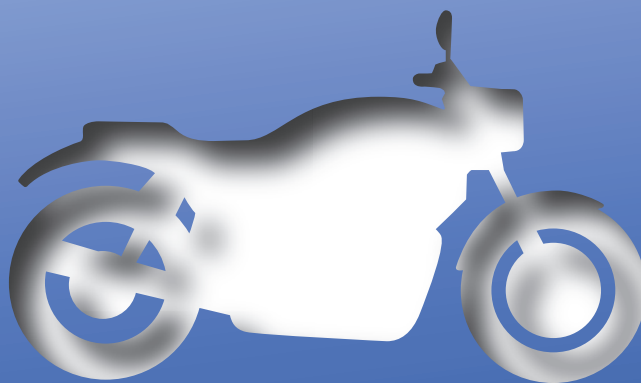
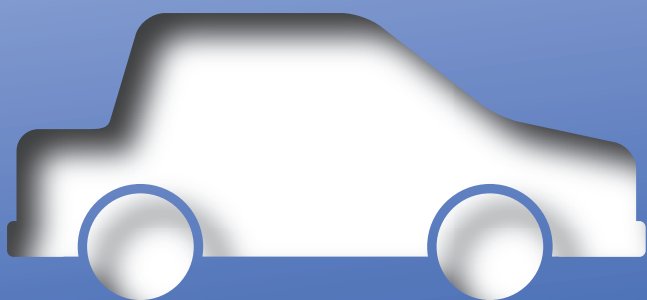
MS&AD INSURANCE GROUP

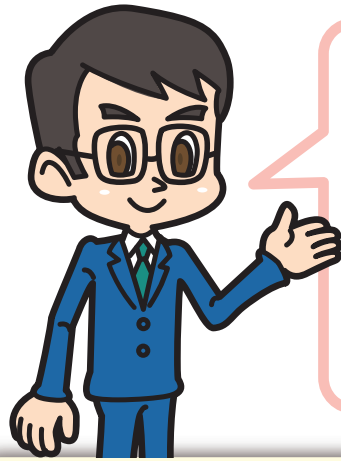
すべての自動車に加入が  
義務づけられている保険です

自動車損害賠償責任保険

平成29年4月以降保険始期用

# 自賠責保険





# 自賠責保険も あいおいニッセイ同和損保を おすすめします。

自賠責保険は、自動車損害賠償保障法（自賠法）により、すべての自動車（原動機付自転車を含まず）にその加入が義務づけられています。\*

自賠責保険を締結せずに自動車を運行していると法令違反で罰せられますのでご注意ください。

- ・1年以下の懲役または50万円以下の罰金（自賠法第86条の3）
- ・違反点数6点および6か月の範囲内での免許停止処分（道路交通法第103条、第108条の33）

自賠責保険証明書をお受けとりになったときは記載事項に誤りがないか確認してから車に備えつけましょう。備えつけずに運行すると30万円以下の罰金に処せられます。（自賠法第88条）

軽二輪自動車および原動機付自転車の場合、保険標章（ステッカー）をナンバープレート（ナンバープレートに貼付することが困難な場合には、車両の前面）に貼付することが義務づけられています。これに違反した場合、30万円以下の罰金に処せられます。（自賠法第88条）

※下記の一部の自動車を除きます。

### ●自賠責保険契約を締結しなくてもよい自動車

#### (1) 適用除外自動車

- ①自衛隊の任務の遂行に必要な自動車  
(例) 自衛隊ナンバーの付いた連絡用ジープ・隊員輸送車等
- ②日本国内にあるアメリカ合衆国軍隊の任務の遂行に必要な自動車
- ③日本国内にある国際連合軍隊の任務の遂行に必要な自動車
- ④道路以外の場所においてのみ運行の用に供する自動車（構内専用車等）

#### (2) 自賠責共済契約が締結されている自動車

### ●自賠責保険契約を締結できない自動車

農耕作業の用に供することを目的として製作した小型特殊自動車（農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機等）

## ■人身事故のときに保険金が支払われます。

自動車の運行によって他人（歩行者・他のお車の搭乗者など）を死傷させ被保険者（保険の補償を受けられる方、具体的には保有者または運転者）が損害賠償責任を負った場合

### 保険金をお支払いできない場合（自賠責保険事故とならない場合）

- 電柱に衝突したりして、被保険者自身が負傷したようないわゆる自損事故の場合
- 保有者が次の3つの条件をすべて立証できる場合
  1. 自己および運転者が自動車の運行について注意を怠らなかったこと
  2. 被害者または運転者以外の第三者に故意・過失があったこと
  3. 自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかったこと
- 保険契約者または被保険者の悪意によって、損害が生じた場合
- 一台の自動車に重複して自賠責保険の契約がついている場合、契約締結日がもっとも早い契約で保険金が支払われ、他の契約からは重複して支払われません。

## ■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額（被害者1名あたり）
傷害による損害	治療関係費、休業損害、慰謝料、文書料	最高120万円
後遺障害による損害	逸失利益（後遺障害がなければ得られたはずの収入）、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき：最高4,000万円 随時介護のとき：最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級：最高3,000万円～ 第14級：最高75万円
死亡による損害	葬儀費、逸失利益（生きていれば得られたはずの収入）、慰謝料（本人および遺族）	最高3,000万円
死亡するまでの傷害による損害	傷害による損害の場合と同じ	最高120万円

## ▶保険料例（車種と保険期間によって異なります）

（単位：円）

車種	保険期間	保険期間							
		60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	25か月契約	24か月契約	13か月契約	12か月契約
自家用乗用自動車		—	—	36,780	35,950	26,680	25,830	16,380	15,520
軽自動車（検査対象車）		—	—	35,610	34,820	25,880	25,070	15,960	15,130
普通貨物自動車	営業用 最大積載量が2トンを超えるもの	—	—	—	—	76,180	73,410	42,360	39,540
	営業用 最大積載量が2トン以下のもの	—	—	—	—	52,210	50,370	29,780	27,900
	自家用 最大積載量が2トンを超えるもの	—	—	—	—	53,890	51,990	30,660	28,720
	自家用 最大積載量が2トン以下のもの	—	—	—	—	44,100	42,580	25,520	23,970
小型貨物自動車	営業用	—	—	—	—	44,760	43,220	25,870	24,290
	自家用	—	—	—	—	30,460	29,470	18,360	17,350
二輪車	小型二輪自動車（250cc超）	—	—	14,950	14,690	11,780	11,520	8,560	8,290
	軽二輪自動車（125cc超 250cc以下）	22,510	19,140	—	15,720	—	12,220	—	8,650
	原動機付自転車（125cc以下）	16,990	14,690	—	12,340	—	9,950	—	7,500

（注）・上記の表は本土用の保険料（保険期間の開始が平成29年4月1日以降の契約）ですので、離島・沖縄県では適用できません。  
・上記の表以外の車種の保険料については、代理店・扱者または当社にご照会ください。

## ■加入手続は当社の代理店・扱者まで

車検（満了日）の1か月前\*から、車検を受けられますので、自賠責保険のご加入はお早めにお手続きください。車検が近づきましたら、当社の代理店・扱者までご用命ください。

軽二輪自動車や原動機付自転車には車検制度がありませんので、自賠責保険の継続手続きをつい忘れてしまいがちです。

満期前までにお忘れなく、お早めにご継続の手続きをおとりください。

\*離島を「使用の本拠の所在地」とする自動車の場合は、2か月前から車検を受けられます。詳しくは、代理店・扱者または当社にご照会ください。

## ■自賠責保険プラス任意の自動車保険で事故の備えを

高額化する人身事故や、自賠責保険で支払われない対物事故などにも備えて、あいおいニッセイ同和損保の自動車保険（任意保険）へもぜひご加入ください。

## 万一事故が起きたら…

1

### 第一に負傷者の救護と安全の確保を行ってください。

負傷者の救護および救急車(119番)の手配を行ってください。さらに事故車の処理など、道路上の安全を確保してください。

2

### すみやかに警察へ事故の報告をしてください。

事故発生の場所、時刻、負傷者の氏名、傷害の程度などをご報告ください。

3

### 警察官立ち会いのもとに事故内容を確認してください。

事故発生の日時・場所・原因、相手の住所・氏名、自動車の登録番号、傷害の程度、病院名などをご確認ください。

## ■保険金の請求方法

請求方法	請求者	加害者	被害者
本請求		加害者がまず被害者に損害賠償金を支払ったうえで、その領収証その他必要書類を添えて保険金の請求ができます。 実際に被害者に支払った金額についてだけ請求できることになっています。	加害者の加入している保険会社に直接、診療報酬明細書等必要書類を添えて損害賠償額の請求ができます。
仮渡金		請求できません。	当座の出費をまかなうために、前払い金として請求できます。支払われる金額は、 (1) 死亡の場合：290万円 (2) 傷害の場合：その程度に応じて40万円、20万円、5万円の3段階があります。

## 商品に関するお問合わせ窓口(あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター)

**0120-395-101** 受付時間 [平日 9:00~17:00]  
(土・日・祝日および年末・年始は休業させていただきます)

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。  
※おかけ間違いにご注意ください。  
※音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。  
なお、自賠責保険のご解約・ご変更等は最寄りのあいおいニッセイ同和損保営業店をご案内させていただきます。

●このパンフレットは「自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず代理店・扱者または当社にご照会ください。なお、ご契約時・ご契約後・事故時の注意事項などの重要な事項については「自賠責保険のしおり」、「自賠責保険についてのご案内」にてご説明しています。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。  
なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。

●契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・自賠責保険証明書および保険料領収証の発行などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1  
<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>